

H22補正 地域医療再生臨時特例交付金の概要

現状の課題

現在の地域医療再生計画は、二次医療圏を基本単位としていることから、都道府県単位(三次医療圏)の広域医療圏における医療提供体制の考え方が、十分に計画されているとはいえない状況である。

事業概要

- ◎ 都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく事業を支援
- 対象地域 都道府県単位(三次医療圏) ※一次・二次医療圏を含む広域医療圏
- 対象事業 地域の実情に応じて自由に事業を決定
- 計画期間 平成25年度までの4年間
- 予算総額 2,100億円 (15億円×52地域、加算額 1,320億円)
※52地域のうち新成長戦略に資する高度・専門医療機能を担う医療機関の整備・拡充などを伴う大規模事業のケースに加算
- 計画の評価・助言は、厚生労働省に設置する有識者による会議で実施

一次・二次医療圏を含む三次医療圏全域での 医療連携体制の構築の例

集中治療室・医療機器等の整備

高度・専門医療機能を持つ医療機関、
救命救急センターの整備・拡充

- ・広域医療圏の患者を対象としたがん、脳卒中等の医療機関の施設・設備の整備
- ・三次救急医療を担う医療機関の施設・設備の整備

連携医療機関の整備

高度・専門医療機能を持つ
医療機関と連携する医療機
関の整備・拡充

- ・急性期を脱した患者を受け入れる
後方病床の確保支援
- ・二次救急医療機関の整備・拡充

退院支援の体制強化

回復期医療を担う医療機関
・在宅復帰に向けて様々な
集中集施

